

本年4月スタート

『長島町福祉事務所』

○福祉事務所とは

福祉事務所は「社会福祉法」に基づいて設置される行政機関です。都道府県や市には設置が義務付けられていますが、町村は任意で設置することができます。

九州内の町では初設置となる本町の福祉事務所は、福祉業務の第一線のサービス機関として、地域住民の福祉向上のため、町役場などと連絡を取り合いながら、いろいろな相談や指導にあたります。主に生活保護や児童福祉などの業務を行っています。

◇福祉事務所の業務内容

事務	事務の概要
生活保護	保護の決定、実施など
児童福祉	助産施設および母子生活支援施設(母子寮)への入所措置。 児童の福祉についての相談など
母子および寡婦福祉	母子および寡婦の福祉に関する相談・指導など
児童扶養手当	離婚などにより、父がいない母子家庭などの生活の安定を図るために支給する児童扶養手当の認定と支給
特別児童扶養手当	日常生活において、常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳以下の重度障害児に、その福祉の向上を図るために支給する障害児福祉手当の認定と支給。所得保障の一環として支給する特別障害者手当の認定と支給
配偶者からの暴力の防止および被害者の保護	配偶者からの暴力被害者にとっての最初の窓口として相談に応じ、緊急性や問題の内容に応じて指導、または関係機関の紹介および連絡調整を行うとともに、自立に向けた支援や問題解決を図る

追加した予算の主な使い道

特別会計予算を含む

【総務課】

- 防災行政無線の屋外拡声子局を移設(脇崎地区) 1,325
- 県議会議員選挙費 3,113

【企画財政課】

- 合併特例債を活用した基金の創設(まちづくり基金) 200,000
- 離島航路3社の欠損額に対する補助(波戸汽船・山坂汽船・水俣高速船) 21,332

【町民福祉課】

- 福祉事務所設置に伴う費用(平成19年度開設) 4,356
- 身体障害者の支援費(身体障害者が施設に入所し、訓練や生活指導を行うこと、在宅の身体障害者がショートステイ、デイサービスなどを利用することへの支援) 2,400
- 精神障害者の支援費(精神障害者が施設に入所し、訓練や生

活指導を行うこと、在宅の精神障害者がショートステイ、デイサービスなどを利用することへの支援)

- 障害者の地域生活の支援(障害者・障害児への相談、日常生活用具給付、移動支援など) 1,491
- 途中入所による保育所児童措置費 2,700

【保健衛生課】

- 乳幼児医療費制度改正に伴うシステム改修 977
- 水俣病総合対策医療事業等の事務委託(対象者調べ・月報帳票出力など) 1,666
- 葬祭費不足が見込まれるための増額(国保) 1,020
- 介護保険制度改正に伴うシステム改修 1,268

【農林課】

- 保安林改良事業における風倒木処理の運搬費 1,620
- 林業振興に伴う負担金(林道台帳・県営事業・機能回復整備事業・林地荒廃防止事業・予防治山事業・県単水